

議案第 64 号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会  
教 育 長 渋 谷 正 宏

(提案理由)

育児部分休業制度の拡充に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月　　日

杉並区教育委員会教育長　　渋　谷　正　宏

杉並区教育委員会規則第　　号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項に次の1号を加える。

（9）育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第35条第2項ただし書きを削る。

第35条の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「する部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「又は部分休業」を「又は第1号部分休業」に改める。

第35条の2の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7　杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項に規定する部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。

附　則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

## 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| (年次有給休暇の繰越し)<br>第15条 略<br>2及び3 略<br>4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。<br>(1)～(8) 略<br><b>(9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間</b><br>(介護休暇)<br>第35条 略<br>2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。<br>_____<br>_____<br>_____ | (年次有給休暇の繰越し)<br>第15条 略<br>2及び3 略<br>4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。<br>(1)～(8) 略<br><br>(介護休暇)<br>第35条 略<br>2 介護休暇は、その承認された期間内に日又は時間を単位として、連続し、又は断続して利用することができる。 <b>ただし、時間を単位とする介護休暇を利用する場合において、当該利用する日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の全ての正規の勤務時間について勤務しないこととなるときは、当該日の当該介護休暇は承認しない。</b><br>3～7 略<br>(介護時間)<br>第35条の2 略<br>2 介護時間の承認は_____、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。<br>3 第25条に規定する育児時間、第35条の2の2に規定する子育て部分休暇又は杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条に規定する部分休業 <b>（以下「第1号部分休業」という。）</b> を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、子育て部分休暇 <b>又は第1号部分休業</b> を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。<br>4～7 略<br>(子育て部分休暇)<br>第35条の2の2 略 |
|  | 3～7 略<br>(介護時間)<br>第35条の2 略<br>2 介護時間の承認は、 <b>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</b> 、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。<br>3 第25条に規定する育児時間、第35条の2の2に規定する子育て部分休暇又は杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成4年杉並区条例第1号）第15条に規定する部分休業_____を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、子育て部分休暇 <b>又は部分休業</b> _____を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。<br>4～7 略<br>(子育て部分休暇)<br>第35条の2の2 略   |
|  |   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| 2 子育て部分休暇の承認は _____、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。   | 2 子育て部分休暇の承認は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u> 、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。  |
| 3 第25条に規定する育児時間、第35条の2に規定する介護時間又は杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条に規定する <b>第1号部分休業</b> を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、介護時間又は <b>第1号部分休業</b> を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 | 3 第25条に規定する育児時間、第35条の2に規定する介護時間又は杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条に規定する <b>部分休業</b> を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、介護時間又は <b>部分休業</b> を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 |
| 4～6 略   | 4～6 略   |
| <b>7 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の2第1項に規定する部分休業の承認を受けている職員については、子育て部分休暇を承認することはできない。</b>   |   |
| <b>8</b> 略  | <b>7</b> 略  |
| <b>9</b> 略  | <b>8</b> 略  |
| <b>10</b> 略   | <b>9</b> 略  |